

主治医殿

「学校における感染症」の治癒証明書記入について（ご依頼）

「学校における感染症」に罹患しました本学学生について、下記証明書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

了徳寺大学保健管理センター
TEL 047-382-2111

「学校における感染症」治癒証明書

1. 氏名： 学籍番号：

上記の者は、下記の感染症が治癒し、登校に支障がないことを証明します。

2. 疾患名（ ）

3. 出席停止期間

上記疾患により、下記の期間は、学校保健安全法施行規則第19条に定める出席停止期間の基準に該当するものであったことを証明します。

20 年 月 日 ～ 20 年 月 日

20 年 月 日

医療機関名

住所(所在地)

電話

医 師 名

印

学校感染症の分類

学校感染症は、第一種、第二種、第三種の三つに分類されています。

第一種の学校感染症	出席停止の期間の基準
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘 そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテ リア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエ ンザ、新型インフルエンザ等	治癒するまで
第二種の学校感染症	出席停止の期間の基準
インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及 び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後 二日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するま で
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後 3 日を経過す るまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ、ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した 後五日を経過し、かつ、全身状態が良好にな るまで
風疹	紅斑性の発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により感染のおそれがないと認められ るまで
第三種の学校感染症	出席停止の期間の基準
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染 症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎およびその他の感染症	病状により医師により感染のおそれがない と認められるまで

ただし、上記に記載されていても病状等により公欠にならない場合があります。